

第十六部

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第五号

(三六)

付託事件

○國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利業務の承継等に関する法律案(内閣送付)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製造事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改定に関する陳情(第二十八号)

○特別調達法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年七月二十四日(木曜日)午前十時三十一分開会

○財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) それではこれから委員会を開会いたしますして財産

税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案、これについて先日政府の説明は聴いたものであります。御質疑が御座いますならば、これから御質疑を願いたいと思ひます。

○深川タマエ君 ちよつとお尋ねいたしますが、物納が運送してありますために予算がなか／＼組めないから、將來入つて来る可能性のある物納を見合ひにして、公債を発行なさるといふ御趣旨のように存じておりますけれども、兎角財産税は過去の経験に照らし

てもな／＼取りにくくて、取らぬ組の皮算用になる場合も多ございませう。この場合は取らぬ組でなく、既に國民から申告が来ておるから、押えるものは押えておると思ふのですけれども、兎角その査定に當りまして、國民が自己の胸算用で評價しておるものと、大蔵省の査定との間には、相当開きの

あることは予想いたさなければならぬと思ひますが、こゝういふ場合に余り沢山公債を発行なさると、健全財政の手前非常に由々しい問題になると思ひますけれども、これは七五％ぐらいに

政府は見積つておられるように聞いておりますけれども、左程高く評價しておつても間違ひないのかと心配いたしておるのですが、この点を教えて戴きたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 御指摘の点は申告、申請にかかります分だけで、その分につきましては既に許可したものと同様七五％まで國債は発行できるというところでございませう。現在申告並に申請されておりますのは、總て内輪に

なつております。これは人情の然らしむるところでございませう。財産税は当初四百三十五億という収入を見積つておつたのでございませう。それが現在までに申告、申請になつております分は三百五十六億でございませう。その差額は大体今後におきまして税務署で調査いたしまして、ところによつて更正並に決定をいたすわけでありませう。従つて現在大体当初の予算額までは更正決定をなし、又なす見込で、私は大体において予算通り財産税は収入があるものと確信いたしておる次第でございませう。

ただ、最初に申上げました通り、この物納の手續は株式でありますと名義の書換を要します。又不動産につきましては登記をしなければなりません。従ひましてこの登記の手續、或いは名義書換の手續は單に税務署だけの問題ではございませう。これは幾分延びておるような次第でございませう。先程申上げました通り、申告は大体において内輪目になつておる次第でありますので、それに対して許可のあつたものと見做しまして七割五分を公債発行いたしますことは、決して過當に見積るといふようなことはなしに、それでも非常な小額なわけではございませう。確實であることにおきましては許可いたしたものと何ら違ひがないといふように考へておる次第でございませう。

又最近許可をいたしております状況から考へても、大体申請されておりますものは、殆ど全部といつてもよい位、許可をいたしておるような状況でありますので、その点も合せて考へますと、なにも不確実のものに對して公債を発行するといふようなことになつていないといふふうに考へておる次第でございませう。

○山田佐一君 只今のに殆ど開通をいたしておる次第でございませうが、この旧勘定預金というものは、結局第二封鎖のこととございませうか。

○政府委員(前尾繁三郎君) さうでございます。

○山田佐一君 今のお話のように第二封鎖といたしますと、前の金融のときに承りましたのが、大体三〇％乃至四〇％の支拂で、六〇％位は切捨てになるだらう、こゝういふような工合に御説明を承つておりましたが、或いはこの第二封鎖は政府は財産税に掛けるだけで先取特權で取つてしまわれるものか、普通一般の利率に掛けるものか如何になつておりますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 第二封鎖につきましては、御承知のように第二封鎖の財産に對する分だけを第二封鎖で拂わせるということにいたしております。又第二封鎖につきましては一般の預金と同様に切られるといふふうになつておるわけでありませう。

○山田佐一君 はつきり分りませうが、一般の預金の第二封鎖には切捨てはないわけですね。第二封鎖は四〇％乃至七〇％の切捨てがある。一般民間の預金には切捨てがあるが、政府はこれに對する財産税を掛けた、掛けたものは政府が先に取つてしまふものか、或いは

は三〇％か四〇％のものにして率は計算してあるか、どつちにしてあるか、こゝういふ問題であります。

○政府委員(前尾繁三郎君) これは別に只今のところ切捨てはいたしておりません。併し一般と同様に切捨てを受けることは當然でございませう。又さういふ別勘定で行つておる次第であります。

○山田佐一君 それから利子といふものは延納が二箇年でありませうから、やはり公債発行するの二箇年の予算だらうと思ひます。それに対する利率は幾らの利率で発行なさいますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) この財産税等収入金特別会計におきましては発行いたします公債につきましては、実は今回國債の利率を新規発行の分から繰りここといたしまして、大体四分五厘程度の利回りとするように今発行條件等を勘案中でございませうが、この財産税等の収入金特別会計所屬のものとして発行いたしますものは、すべて旧利率を申しますか、三分六厘五毛利回りの條件を以て、従来と同様の條件を以て國債を発行いたしたいと、そう思つております。

○山田佐一君 そつちをいたしますと、一般納税者からは一割の率を以て取られますが、この利回りの率を以てはどの収入になりますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) この財産税等収入金の特別会計に入るわけでありませう。

○山田佐一君 財産税だけの収入で利回りの収入まで入れなくてもいいのだから

ら、三分六厘五毛で発行ができたならば、矢張り納税者に三分六厘五毛の利率にしてやるだけの雅量があるかないか。

○政府委員(前尾繁三郎君) これは利子の觀念からありますが、矢張り加算税というので、我々は税と同じように考へております。それが入りました場合には一方の収入へ入ります。それから今度公債発行なり何なりは支出になつて来ます。それ以外の財産につきましては、不動産につきましても價格の変動なりなんの危険負担は全部特別会計が負担する、こういうことになるわけですね。

○山田佐一君 一體は御尤のように聞えますが、これは私の理窟に或いはなりませんが、これは納税者として直ちに納付すべきものが直ちに納付ができないのだ、現金のあるだけは無論納付する、所轄税務署もこれを取立てられることだろうと思ひます。延納をいたしますのは、或いは生産力に影響するとか、或いは直ちに自身の生活に影響するので延納をするのに、政府はその利権を譲るのとは今日の時代にどうかと思ひます。特別会計へ入れれば入っただけいいという御意思であるかどうか。

○政府委員(前尾繁三郎君) この延納につきましては、政府としてはできるだけこれを制限する、これはもう財産税といつたしましては、從來やりました財産税はすべて延納のために失敗に終つたのであります。こういうような價格なり物價の変動の非常に急激な場合には、約百二十二億六千万円の予定でございまして、できるだけの延納を認めないというのが当初からの趣旨

でございまして、従いましてこの延納の利子につきましては、一般の金利と同じような考へ方で行きますと、どうしても延納の希望者が多くなるといふやうな虞れもありませんので、できるだけ延納を少くするといふやうな意旨から考へておる次第であります。幾分高い利息を取つておる次第であります。利権を譲つておるやうな考へ方は別持つたわけではございませんが、ただ結果としてそういうことが起つて来たといふのに過ぎないのであります。

○委員(黒田英雄君) 「財産税等收入金特別会計法の一部を改正する法律案」について御質疑はございませぬか。

それではちよつと委員長が一つ……この法律が改正されて、政府は公債を決算締切までに発行されて、一級会計に繰入れると思ひますが、今月末の締切までにどういふ方法で公債を発行される御予定でありますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) この法律が公布されたまゝと、直ちに政府といたしましては、現在のいろいろな状況から、日本銀行引受の方法によつて先ず借入金で以て全部済ましたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○委員(黒田英雄君) 今借入金を押えておるやうな考へですが、今度すべて公債に直されるわけでありまして、どれくらい公債を発行される予定になつておりますか、この締切までの繰入金額……

○政府委員(前尾繁三郎君) 大体の見込は、約百二十二億六千万円の予定でございまして、

○木内國郎君 外に御質問も余らないやうでありますから一二伺いたいと思ひますが、この財産税等收入金特別会計の法律を改正して、更に今お話になつたやうな公債を発行しなければならぬといふことでもあります。けれども、三十一年度において歳入と歳出の工合がどういふやうになつておられますか。これだけのものを更に公債を発行して、この会計から一般会計へ繰入れなければならぬという理由を計数を以て、簡単によろしうございませぬから御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 尻だけのことを申し上げますと、一般会計の決算見込が二十一年度につきまして、租税収入が大体三十二億八千八百四十四万増収になる見込でございまして、租税外の収入におきまして道に二十五億四千万増収いたします。又その外に歳出不用額といたしまして十八億四千万増収いたします。差し引いたしまして二十五億八千八百四十四万が全体として増収に相成るわけでございます。ところが、財産税等收入金特別会計からの繰入でございまして、現金の収入が百六十二億四千九百九十九万ほど見込まれるのでございまして、予算額におきましては百二十四億二千万円を見込んでおつたのであります。

従いまして差引三十八億三千九百九十九万ほど増収を、それと先程申しました一般会計の方の差引増収額がございまして、それを合算すると六十億二千七百四十四万と相成るわけでありまして、そこで財産税特別会計からの繰入の方は、公債収入を以て繰入れます分は、予算におきましては百八十六億八千七百四十四万といたしておりますのであります。それから

先程申しました六十四億二千七百四十四万を差引しまして、大体百二十二億六千万円、これだけを公債発行いたしました。一般会計に繰入れればよろしいといふ見込が立つわけでございます。

○木内國郎君 只今お述べになつたところで計数のことはよく分りました。最近歳出の増減節約といふことについて、政府において段々追加予算を出して増額をされて来られておるのをごさいます。國民一般によりましては、政府においても今日の情勢下において非常に困難なこともあらうと思ひます。はありますけれども、経費の節減といふことに対して十分力を盡しておられないといふやうな印象を與えておるのじやないかと思ひます。例へば人員の問題などについても、特別会計は勿論のこと、その他におきましても、この際大いに縮減を要するべきであるに拘わらず、却つてこれが増加して来ておるといふやうな傾向にありまして、一般の國民は殊に耐乏生活を強いられておられる間に、政府においてもできるだけ歳出の縮減を要するべきものではないかと思つておるのにも拘わらず、余りこの縮減の美が著つておらないという印象を受けておるやうに思ひます。政府において最近歳出の増減節約といふことについてなにか特別の考慮を拂われておるか、二十一年度の予算におきましても、そういう方面に力を盡されたかどうか、どういふやうなことをやられたかといふことを、一體簡単にようございましてから御説明を願ひたい。

○政府委員(小坂善太郎君) 政府といたしましては、どうしてもこの際インフレーションの足をチェツクするといふことに全力を注がなければならぬと思つております。それに関しましては、やはり健全財政の建前を堅持する、併しながら一般会計において健全財政の建前を堅持いたしました。特別会計の場合においてこれが徹底を見ない、或いはその尻が金融の面を圧迫している、又政府、中央官廳においてそういう方針を執りましても、地方財政においてこの原則が堅持されないといふやうなときには、いずれもこのインフレーションの阻止といふことの決定的な要因にならないと思ひます。政府といたしましては、今年の予算の作成に當りまして、今申上げました原則を徹くして買入ますより非常に努力いたして参つておるのであります。只今も特別会計の編成に關しまして、木内委員の御指摘のやうな、政府が率先して歳出の縮減を要する、すべて歳出の面において縮減をしないで歳入を歳入をと追つて行きますれば、結局これは國民大衆の負担となりますし、そのことがインフレーションの一つの大きな要因になるのでありますから、極力歳出の減少を要することに努力いたしております。

今御指摘の國民感情として、どうも政府の歳出の面における縮減の努力が今までは足りなかつた、又今後どうするか見ておれといふやうな感じを持つていらつしやることは、我々もいたしましてよくよく感じておるのであります。極力こつちの無駄の出ませんやうに努力をいたしております。ただそれにも拘わらず、一般の人員が殖えてくるのじやないかといふやうな印象を與えることは、これは又いふやうな面があるのであります。例へば税を徹底的に徴収するといふやうなことからいひますと、ど

と申して、それに関しましては、やはり健全財政の建前を堅持する、併しながら一般会計において健全財政の建前を堅持いたしました。特別会計の場合においてこれが徹底を見ない、或いはその尻が金融の面を圧迫している、又政府、中央官廳においてそういう方針を執りましても、地方財政においてこの原則が堅持されないといふやうなときには、いずれもこのインフレーションの阻止といふことの決定的な要因にならないと思ひます。政府といたしましては、今年の予算の作成に當りまして、今申上げました原則を徹くして買入ますより非常に努力いたして参つておるのであります。只今も特別会計の編成に關しまして、木内委員の御指摘のやうな、政府が率先して歳出の縮減を要する、すべて歳出の面において縮減をしないで歳入を歳入をと追つて行きますれば、結局これは國民大衆の負担となりますし、そのことがインフレーションの一つの大きな要因になるのでありますから、極力歳出の減少を要することに努力いたしております。

うようなことからいたしますと、ど

○山田佐一君　数字の問題でありまするが、財産税総体でどのくらい入つて來ますか。予算に對する実收と、そして又追加決定はおよそどのくらいあるものか、五ヶ年くらい追加の期限であると思いますが、それに対して、本年度の收入はどのくらいありますか。およびそのお見込みなり、なんなりを承れますれば……

○政府委員(館長繁三郎君)　お手許に差上げております申告申請、これが現在申告申請によつて納付されたものでございまして、それが三百五十万大體でございまして、

ざいます。予算は四百三十五億、これは總額で四百三十五億なんです。その一割——即ち九割までが申告されるものという計算を前に立てております。この九割の申告を期待しておりましたことは、幾分政策的な面があると思います。實際問題としては到底そこまで行かないのでありますが、予算を立てます場合に、國民が申告をしてくれないと予算が立てられないので

が申告申請があるものとして予算を立てておつたのでございます。それが偶々又二十一年度の収入として入るといふふうに見ておつた次第でございます。それが三百九十一億でございます。結局差額としては七十八億でございますが、総体に対してはまだ赤字であつたやうな状態になっておる次第であります。

れはまだ税務でいろいろ資料を整えまして準備をいたしておりますが、その追加決定は、最近調査委員会に掛けますので、調査委員会と銜をいたしておるような次第でありまして、恐らく八月、九月頃に更に決定が行われると考えるのであります。その際

は、大体におきまして、さき申し上げました四百三十五億の数字に近いものが出るといふふうに考へております。又これは財務局の最近のいろ／＼の状況報告によりまして、大体その程度の見込は出ると思つておりますので、勿論五箇年の追加決定をやつた場合には、最初の予算通りくらいには出るものと考えております。その大部分が本年度内に入るものであるということも申上げて差支えないだらうと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問ございませうでしょうか。
一 應御質問は終つたとしまして、次に造幣局特別会計の一部を改正する法律案について、これも先日説明があつたのでありますが、これにつきまして御質問をお願いしたいと思います。尙財産税のあれがありましたら、後で御質問願ひます。先日政務次官から大体の御提案の説明がありましたが、尙内容について少し細かい御説明がありますれば、この際政府委員なりからでも大体のあれを……

それじや、私からちよつと御質問いたします。貴金屬を造幣局でもつて取扱いまする範圍並びにそれらの生産、配給の見込の状況等について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(橋田光男君) この法律の改正に伴ひまして、造幣局が扱います貴金屬の範圍は、大体金銀及び白金、銅、白金、ロジウム、イリジウム、パラジウム、イリドスミンといった白金屬の類でございます。先般産金業、その他の現在の状況に顧みまして、金及び銀の買上價格を改訂いたしましたのでありますが、その新改訂價格を基礎と

いたしまして推算いたしまするといふと、大体一・四半期毎に買上げる金額、並びに賣拂いまする金額が、大体五千万円見込に相成るかと存じております。

○深川タマエ君 この場合は造幣局がなされるのでありますけれども、最近日本のある／＼な事業において、独占会社が解体されて公團という組織ができたかつかつておりますが、その多くの場合は、設備は元の独占会社から借受けますけれども、運営資本といふものは、それは大抵國家が全額支弁しているやうであります。この造幣局の場合も、この金庫の販賣に當りまして造幣局が取扱うと思つて、非常に運営の資金が要すると思ひます。いろ／＼な公團や造幣局の場合に、沢山の産業資金が要りますために、今度は非常に沢山の予算が膨脹して参りますので、増税とか、消費税が高くなり國民が非常に困つておると考へます。私考へますのにおつたのだから、設備を借りたついでに、今まで独占会社がその仕事をしておつたのだから、設備を借りたついでに、今まで卸しておつた低利資金も、元の独占会社から借りる方法ではできないのかしらと一人で考へておりました。そんなうまいことはできないものでございませうか。

○政府委員(橋田光男君) 公團その他のにつきましての一般問題は別といたしまして、造幣局の場合について申し上げますと、大体本年度におきましては、先程申し上げましたように、産金量並びに國內の金の所有、その他貴金屬の蒐集並びにその賣却、これを両方とも大体において一・四半期五千万円見込

で、割と廻轉が早いのであります。本年度におきましては大体一億五千万円見込に買上並びに賣却が相成るうかと思ひますが、大体に廻轉が非常に早くなりますので、運轉資金といたしましては極めて少額のものしか要らないのではないかと、かように存じております。

○委員長(黒田英雄君) もう一つ、造幣局の利益はどのくらいと見られるのですか。
○下條慶賢君 金額を業務別にして聞いて戴きたい。
○委員長(黒田英雄君) あなたから御意見を述べて下さい。

○下條慶賢君 今委員長が造幣局の数字をお聞きになつたやうですが、収入、支出、以前は業務別にして幾ら、どうなるのか、それを伺いたいと思ひます。余り支出はないと思ひますから、造幣局としては……

○政府委員(橋田光男君) 業務別は今ちよつと調べておりますからなにかいたしまして、貴金屬の配給關係におきましての予算は、今収入が一億五千九百万、支出が一億五千五百万、差引四百万見込の収入超過、こゝういふ工合に予算を組んであります。

○山田佐一君 四百万円欠損ですか。
○政府委員(橋田光男君) 儲かるのです。

○山田佐一君 改訂價格で一億五千万円くらいしかないのでですか。
○政府委員(橋田光男君) 改訂價格によりましてその見当なのでございませう。例えば金について申しますと、最近におきまして金の産金高は誠に微々たるものでございまして、昨年に

ましては二トンにも達しないやうな状況でございませう。今年は大体二トン強、二トン半くらいまでは行きたいという氣持をもつております。これを戦前最盛期におきましては、内地のみにおきまして、二十トン以上の生産があつたのであります。現在は非常に微少とした状態にございませう。この産金振興という意味も兼ねまして、先般の買上價格の引上げというのを断行いたしましたやうな次第なのでございませうが、その新買上價格によりまして、只今申上げますやうな量でございませうので、一・四半期三ヶ月間に大体五千万円、こゝういつた見当になつております。

○山田佐一君 買上價格が低いことではないのですか。今の闇市場といふものが、できておるなから見ては非常に低い、産金業者といふものは生産が引合はれない、幾らやつてもこれでは増産を望むといふことはいかんと思ひますから、金といふものはこれで生産が引合ふと思ひますか、生産者は……

○政府委員(橋田光男君) 今度の金の買上價格は一グラム七十五円、従来は一グラム七十七円といふ、いろ／＼な關係から決められた買上價格だつたのですが、七十五円にいたしました。大体現在やつております會社の殆ど全部が生産費が償ふ、こゝういふ見当のコスト調べをいたしまして決定いたしましたものでございませう。それからなんと申しますか、國際レベルと申しますか、大体におきまして百万分の八くらいの所までは十分採れる、こゝういふやうな計算ででき上つておるのであります。

○委員長(黒田英雄君) 外に御質問ございませうか。この貴金屬の配給先はどういうやうな方面に配給されるものでありますか。現在までの大体の配給された各方面の數量を分つておりますれば御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋田光男君) 用途別に分けました数字は古くなつておりますから……

○委員長(黒田英雄君) 大体でよろございませう。齒医者だとか或いは工務方面にどの位、そゝういつたやうな用途を……

○政府委員(橋田光男君) 國內消費に當てられますものは、工業用、主として通信機とか、そゝういつたやうな關係のもの、医療用、工機、裝身具といふか、主として輸出關係のものに入るのであります。そゝういつたやうな用途に當てられるものであります。その内訳があれでございませうが、昨年の金の國內消費の數量を申上げますと、昨年の一月から三月までは五百五十二キログラムに相成ります。四月から六月はございませう、七月から九月までは三百五十六キログラム、十月から十二月までは三百八十四キログラム、それから本年の一月から三月までにおきましては三百六十一キログラムといふことになつております。

その用途別の資料がちよつと今手許にございませうので、後刻申上げますが、只今産金につきましては、全部政府が買上げることに相成つておりましたので、その買上げられましたものは、一應適合軍の間接管理下に置かれておるわけでございませう。それから毎四半期に、國內需要の予定表を作りまして、司令部にその許可申請をいたしまして

司令部にその許可申請をいたしました

ますのが、それを差控へまして、百二十二億程度に止めまして、従いまして現金収入が百二十二億ございますので、増収になる分だけ一般会計の予算より減らす、こういうことになるわけであります。

○木内四郎君 それなら分ります。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質疑はございませんですか。別に御質疑がな

いようでありますから、質疑は固案共
終了したものといたしてよろしくござ
いますようか。

「御駭なし」と呼ぶ者あり
○委員長(黒田英雄君) 直ちに討論に入つて御異議ございませんですか。
「御駭なし」と呼ぶ者あり
○委員長(黒田英雄君) それでは御異議ないものと認めます。
まず「財産税等收入金特別会計の一
部を改正する法律案」これを議題と

いたします。御意見のあるお方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。……別に御意見もないようでありますから討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと

願いたいと思ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。依つて本案は可決すべきものと決定をいたしました。

次に「造幣局特別会計法の一部を改

正する法律案」を議題として討論に入りたいと思います。……別に御発言も

ないようであり、討論は終局したものと認めて、直ちに本案の採決に入りたいと思つておられるが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。これより本案の採決を行います。本案を可とする方は御挙手を願ひたいと思ひます。

〔議員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。依つて本案は可決すべきものと決定いたしました。

尙本院規則の第四四條によりまして、本会議における委員長の前頭報告の内容につきましては、予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておるのであります。これは委員長におきまして、法案の大体の内容、提案の趣旨、又質疑應答の主なる点等審査の経過を述べて、表決の結果を報告いたすことにしたいと思つておられるが、それではよろしいと思ひますか。

〔異議なし〕委員長に一任しますと(呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めまして、さうにお任せ願つたものと認承いたします。

それから次に、本院規則の第七十二條によりまして、委員長の報告書には多数意見者の署名を付することになつておるのでありますから、甚だ恐縮ですが順次御署名を願ひたいと思ひます。用意してあります。

〔多数意見者署名〕

それからこの報告書には要領書を付けなくちやならんことになつておるの

であります。要領書はこの委員会の決定の理由と、それから事件の利害得失、費用と三点を書かなくちやならんことになつておるのであります。これも大体用意しておるのでありますけれども、財産等収入金の方の特別会計につきましては、提案の理由にもありまして、物納、延納等の手続が遅れた上、繰入れる額が減少する。一方には昭和二十一年度の収支が百二十億四角に達する不足となるので、この特別会計法に規定されている資産の外に物納、延納等の申請額も、公債発行限度の計算の対象として公債発行額を増加して復元的決算を結了したいと思つておられる。これは現在の財政状態から見ても、これは現置であり、又農地証券を財産等の物納に充てることは納税者の利便からも適当であるといふふうに書きたいと思つておられます。それから事件の利害得失の方におきましては、將來確実な権利を見返りとして國債発行限度を拡張するのであるから弊害もないであらう、又決算を完結することがこれによつてできる利益がある、又農地証券を新たに物納に充てることにするの

は、他の物納との關係上適当であり、納税者に便宜を與える。費用は先程政府委員の説明がありましたように、公債の発行は当初の方よりは少くするのであるからして予算に計上された範囲で特に必要な経費は要しないといふふうにしたいと思つておるのであります。それから造幣局特別会計の方におきましても、金庫の配給業務は現在の状態では統制が必要である。これは私的

独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の精神から、民間の独占機關によらず、國の機關である造幣局がその業務を行うのが適當である。又造幣局が買入配給業務の遂行上必要な場合には一時借入金又は融通証券の発行をなし得ることとするのは必要であつて、この改正は適當である。事件の利害得失につきましても、需要に対して生産量の極めて少い金庫の如き物資は、これを必要な方面に配給するために、民間の機關よりも造幣局の如き金庫を取扱つて國の機關で取扱う方が適正である。費用につきましては、先程質問もありましたように一億數千萬円の歳入歳出を追加予算に計上されて近く提出される。それから地金買入のための運轉資金については大体一千万円程度の発行を増加を必要とする見込であるといふうなことを書きまして、要領書を出したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(黒田英雄君) それでは御異議ないものと認めまして、文句等は一切お委せを願ひまして適當に処理いたします。それでは本日はこれにて散會いたします。
午前十一時四十五分散會
出席者は左の通り。
委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君
委員 森下 政二君
山田 佐一君
玉屋 喜章君
松嶋 喜作君
七月十六日日本委員会に左の事件を付託された。
一、物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
一、製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第九号)
一、織物の價格決定に関する陳情(第二十八号)
(陳情第九号)
昭和二十二年六月九日受理
物價引下運動促進に関する陳情
姫路商工会議所会頭 齊木龜次郎外四名(外二件)
イナフレーションを抑制し國民生活を安定させるため、目下行われている物價引下運動をより促進させるよう、政府においても最主物資のみの統制、公定價格の改正改訂、緊急生産に対する資材、資金の確保、悪質フローカーの取締り強化、食糧の運配、欠配の解消、行政経費の節減、官業事業の値下等を実現せられたいとの陳情
(陳情第十九号)
昭和二十二年六月十八日受理
製塩事業保持対策樹立に関する陳情
全國事業製塩業者 岡山大会場の重要性に鑑み、製塩事業の保持につき、緊急に確固たる対策を樹立し、実行されたいとの陳情
(陳情二十八号)
昭和二十二年六月二十四日受理
織物の價格決定に関する陳情
東京都八王子市昭神町百四十二番地 東京都絹人絹織物工業協同組合理事長 八木岡英一外二千八百十名(外三十三件)
現在の織物の生産者販賣價格は、昭和二十一年三月に決定されたものであり、諸物價高騰の甚だしい昨今、かような價格では今後輸出品、見返品、國內衣料欠乏の充足等に重大な使命を持つ織物業も、その役割を果たすことは不可能である故に、速かにこれを適正な價格に改められたいとの陳情
七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、特別調達法の一部を改正する法律案(第十号)
特別調達法の一部を改正する法律案
特別調達法の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「主務大臣の定める計画」の下に「及び指示」を加える。

第二十條の二 特別調達廳がその業務上なす契約は、會計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に関する法律）の規定の適用については、これを政府を当事者とする契約とみなす。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情（第五十二号）
一、インフレ防止に関する陳情（第七十一号）

（陳第五十二号）

昭和二十二年七月三日受理
少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情
茨城県久慈郡町村長会長 宮田 重文

細民階級に属するものが多い少額貯金や、各種団体の活動の源泉である団体預貯金を封鎖しておくことは、一般に不安の念を助長させ又預貯金の奨励を阻害させるものであるから、速かにこれらの封鎖を解除せられたいとの陳情

（陳第七十一号）

昭和二十二年七月五日受理
インフレ防止に関する陳情
東京都千代田区丸の内三丁目十四番地 東京商工会議所会頭 高橋龍太郎
インフレを防止するため、国会内に、

國費節約委員会を設け、廣く民間の意見を徴して、行政及び財政整理の具体的意見をたて、政府に実行させられたいとの陳情

七月二十二日予備審査のため、本委員に左の事件を付託された。

一、金融機關再建整備法の一部を改正する法律案（予第十二号）

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第三号及び第八号中「株主」を「株主」に改める。

第二十六條の二 金融機關整理應急措置法第二十二條第二項の規定により主務大臣の認可を受けて資本を増加した金融機關については、

第十三條第一項第二號、第二十四條第一項第三號及び第八號、第二十五條第一項第三號並びに第二十六條第一項及び第七項の資本には、その増加した資本を含まない。

前條第二項乃至第六項及び第八項の規定は、前項の金融機關には、これを適用しない。

第一項の金融機關が第五十七條第一項に規定する金融機關である場合において、當該金融機關の會員又は組合員が、第二十四條の規定により、その出資の全額に相當する確定損を負担して當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り、資金の貸付、施設の利用その他

他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年八月二日印刷

昭和二十二年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局